

議案第56号

墨田区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年9月13日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

墨田区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年墨田区条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第4条第2項及び第3項」を「第4条第2項から第4項まで」に改める。

第4条第2項中「除く」の次に「。次項及び第4項において同じ」を加え、同条第3項中「（選挙管理委員会補充員を除く。）」を削り、「解職等」を「解職、死亡等」に改め、同項ただし書を削り、同項の次に次の1項を加える。

4 委員長及び委員が疾病等により月の初日（月の中途においてその職に就いたときにあつては、その職に就いた日）からその月の末日（月の中途においてその職を離れたときにあつては、その職を離れた日）までの間にわたりその職責を果たすことができないと認められるときは、その月分の報酬を支給しない。

第5条第1項ただし書中「、委員長又は委員の職を」を「及び委員長又は委員の職を」に改め、「及び死亡により委員長又は委員の職を離れた場合」を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

諸般の情勢に鑑み、月額報酬の支給方法について、疾病等により暦月で1月職責を果たさなかった委員に係る報酬を支給しないこととするとともに、死亡した委員に対

し日割り計算により報酬を支給することができるよう改める必要がある。